

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年12月10日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 3件 |
| 国民年金関係 | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 九州(受) 第 2500151 号
厚生局事案番号 : 九州(厚) 第 2500017 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成25年4月12日は95万円、同年12月20日及び平成28年4月15日は99万円に訂正することが必要である。

平成25年4月12日、同年12月20日及び平成28年4月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月12日、同年12月20日及び平成28年4月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年4月12日
② 平成25年12月20日
③ 平成28年4月15日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が提出した請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与明細書及び賞与賃金台帳によると、請求者は、同社から請求期間①は95万円、請求期間②及び③は99万円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州（受）第 2500142 号

厚生局事案番号 : 九州（国）第 2500007 号

第1 結論

平成 9 年＊月から平成 11 年 3 月までの請求期間及び平成 12 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 9 年＊月から平成 11 年 3 月まで
② 平成 12 年 3 月

私は、平成 12 年 4 月に新卒で入社したが、入社説明会で年金手帳を会社に預ける際、国民年金の未納がある者は入社を認めないと言わされたため、母がそれまで未納だった私の国民年金保険料を慌てて納付してくれた。

しかしながら、年金記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の母親は、平成 12 年 3 月に請求期間①及び②を含む平成 9 年＊月から平成 12 年 3 月まで（以下「当該期間」という。）の国民年金保険料をまとめて納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者が所持する年金手帳の基礎年金番号（＊）は、請求者が 20 歳となった平成 9 年＊月＊日を国民年金被保険者資格取得年月日として、同年＊月＊日に資格取得の処理が行われ、当該期間のうち、平成 11 年 4 月から平成 12 年 2 月までの国民年金保険料は、平成 12 年 4 月 6 日に納付されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号において、請求期間①及び②に係る国民年金保険料が納付又は還付された記録はいずれもなく、日本年金機構は、請求者の基礎年金番号以外に別の基礎年金番号はない旨回答しており、当局においても、社会保険オンラインシステムにより、旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対し別の基礎年金番号が付番された形跡はないことから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録が別の基礎年金番号により管理されていた事情もうかがえない。

また、請求者の住所地である A 市は、請求者の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料を保管していない旨回答している上、前述のとおり、請求者の母親は、平成 12 年 3 月に当該期間の国民年金保険料をまとめて納付した旨陳述しているが、納付したとする平成 12 年 3 月の時点において、請求期間①のうち、平成 9 年＊月から平成 10 年 1 月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州（受）第 2500064 号
厚生局事案番号 : 九州（厚）第 2500016 号

第1 結論

- 1 請求期間①及び③について、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
 請求期間⑫及び⑯について、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
 請求期間⑭について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間④について、請求者のC法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
 請求期間⑥について、請求者のC法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間⑤について、請求者のD法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
 請求期間⑯について、請求者のD法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求期間⑦について、請求者のE事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 6 請求期間⑧について、請求者のF法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 7 請求期間⑨について、請求者のG法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 8 請求期間⑩について、請求者のH社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 9 請求期間⑪について、請求者のI法人における厚生年金保険被保険者期間の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏　　名　： 女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　： 昭和 48 年生

住 所　：

2 請求内容の要旨

- 請求期間： ① 平成9年2月1日から同年2月16日まで
② 平成11年7月14日から同年8月1日まで
③ 平成12年10月1日から同年10月25日まで
④ 平成17年2月1日から同年3月1日まで
⑤ 平成17年3月1日から同年4月1日まで
⑥ 平成17年9月5日から同年10月1日まで
⑦ 平成21年11月1日から同年11月9日まで
⑧ 平成27年2月10日から同年3月1日まで
⑨ 平成29年10月12日から同年10月21日まで
⑩ 平成30年10月1日から同年10月20日まで
⑪ 平成31年1月8日から同年2月20日まで
⑫ 平成11年7月1日から同年8月1日まで
⑬ 請求者により削除
⑭ 平成11年10月11日から同年11月1日まで
⑮ 平成13年4月1日から平成14年3月1日まで
⑯ 平成17年9月1日から同年10月1日まで

《A法人》

請求期間①について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成9年2月1日ではなく同年2月16日であり、請求期間⑫について、同資格の喪失年月日は平成11年7月1日ではなく同年8月1日である。また、請求期間③について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成12年10月25日ではなく同年10月1日であり、請求期間⑮について、同資格の喪失年月日は平成13年4月1日ではなく平成14年3月1日である。

《B社》

請求期間②について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成11年7月14日ではなく同年8月1日である。請求期間⑭について、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成11年11月1日ではなく同年10月11日である。

《C法人》

請求期間④について、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成17年2月1日ではなく同年3月1日である。請求期間⑥について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成17年9月5日ではなく同年10月1日である。

《D法人》

請求期間⑤について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成17年4月1日ではなく同年3月1日である。請求期間⑯について、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成17年9月1日ではなく同年10月1日である。

《E事業所》

請求期間⑦について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成21年11月9日ではなく同年11月1日である。

《F法人》

請求期間⑧について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成27年3月1日ではなく同年2月10日である。

《G法人》

請求期間⑨について、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成29年10月12日ではなく同年10月21日である。

« H社 »

請求期間⑩について、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 30 年 10 月 20 日ではなく同年 10 月 1 日である。

« I 法人 »

請求期間⑪について、厚生年金保険の加入月数は 1 か月ではなく 2 か月である。新たな資料はないが、調査の上、加入月数を 2 か月に訂正してほしい。

以上、請求期間について、新たな資料はないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

● A 法人について

1 請求期間①に係る前回の訂正請求については、i) 請求者の A 法人における雇用保険被保険者記録の資格取得年月日は、平成 9 年 2 月 1 日とされていること、ii) 請求者が提出した A 法人に係る平成 9 年 1 月 30 日付け雇用通知書によると、雇用予定期間の始期は「平成 9 年 2 月 1 日から」と記載されていることなどから、既に令和 6 年 1 月 25 日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする九州厚生局長の決定（以下「不訂正決定」という。）が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、A 法人における同僚として新たな氏名を挙げ、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 9 年 2 月 16 日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A 法人に再度照会を行ったが、A 法人は、請求者に係る資料はなく、勤務期間は不明と回答しており、オンライン記録において前述の同僚と同じ氏名が確認できた者にも照会を行ったが、新たに請求者の主張を裏付ける回答及び資料は得られないことから、請求者の A 法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成 9 年 2 月 16 日であることを確認することはできない。

2 請求期間⑫に係る前回の訂正請求については、i) 請求者の A 法人における雇用保険被保険者記録の離職年月日は、平成 11 年 6 月 30 日とされていること、ii) 請求者が請求期間⑫当時の給与の振込先とする J 銀行が提出した請求者に係る「要払性 預金出入明細照会」（以下「要払性預金出入明細照会」という。）によると、平成 9 年 2 月から平成 11 年 6 月までの間は、毎月「給与」が振り込まれていることが確認できるものの、同年 7 月は確認できることなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、A 法人における同僚として新たな氏名を挙げ、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 11 年 8 月 1 日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A 法人に再度照会を行ったが、A 法人は、請求者に係る資料はなく、勤務期間は不明と回答しており、オンライン記録において前述の同僚と同じ氏名が確認できた者にも照会を行ったが、新たに請求者の主張を裏付ける回答及び資料は得られないことから、請求者の A 法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成 11 年 8 月 1 日であることを確認することはできない。

3 請求期間⑬に係る前回の訂正請求については、請求者の A 法人における雇用保険被保険者記録の資格取得年月日は、平成 12 年 10 月 25 日とされていることなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、A 法人における同僚として新たな名前（姓は不明）を挙げ、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 12 年 10 月 1 日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A法人に再度照会を行ったが、A法人は、請求者に係る資料はなく、勤務期間は不明と回答しており、オンライン記録において前述の同僚と同じ名前が確認できた者にも照会を行ったが、新たに請求者の主張を裏付ける回答及び資料は得られないことから、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成12年10月1日であることを確認することはできない。

4 請求期間⑯に係る前回の訂正請求については、i) A法人における雇用保険被保険者記録の離職年月日は平成13年3月31日とされていること、ii) 全国健康保険協会K支部は、請求者の健康保険任意継続被保険者の資格取得年月日は平成13年4月1日、喪失年月日が平成14年2月13日である旨回答していることなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、A法人における同僚として新たな名前（姓は不明）を挙げ、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成14年3月1日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A法人に再度照会を行ったが、A法人は、請求者に係る資料はなく、勤務期間は不明と回答しており、オンライン記録において前述の同僚と同じ名前が確認できた者にも照会を行ったが、新たに請求者の主張を裏付ける回答及び資料は得られないことから、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成14年3月1日であることを確認することはできない。

5 そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間①、③、⑫及び⑯に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

● B社について

請求期間②及び⑭に係る前回の訂正請求については、i) 請求者のB社における雇用保険被保険者記録の資格取得年月日は平成11年7月14日、離職年月日は同年10月31日とされていること、ii) B社の後継事業所とするL社は、請求者に係る出勤簿等の資料はなく、B社に係る資料の引継ぎについては不明である旨回答していることなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、B社における同僚として新たな名前（姓は不明）を挙げ、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成11年8月1日、喪失年月日は同年10月11日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、L社に再度照会を行ったが、同社は、平成17年4月1日時点で退職している従業員の資料は引き継いでいないと回答しており、オンライン記録において前述の同僚と同じ名前が確認できた者にも照会を行ったが、新たに請求者の主張を裏付ける回答及び資料は得られないことから、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成11年8月1日、喪失年月日が平成11年10月11日であることを確認することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間②及び⑭に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

● C法人について

1 請求期間④に係る前回の訂正請求については、i) 請求者のC法人における雇用保険被保険者記録の離職年月日は平成17年1月31日とされ、C法人が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は同年2月1日とされていること、

ii) C法人は、請求者に係る平成17年の出勤簿等の資料を処分した旨回答しており、請求者の請求期間④に係る勤務を確認できないことなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、C法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成17年3月1日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、C法人に再度照会を行ったが、C法人は、請求者の勤務期間は平成14年3月1日から平成17年1月31日までであり、平成17年2月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったとしている上、請求者に係る新たな資料がないと回答していることから、請求者のC法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成17年3月1日であることを確認することができない。

2 請求期間⑥に係る前回の訂正請求については、i) 請求者のC法人における雇用保険被保険者記録の資格取得年月日は平成17年9月5日とされ、C法人が提出した請求者に係る健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の資格取得年月日は同年9月5日とされていること、ii) C法人は、請求者は同年9月5日から平成18年3月31日までM施設でN職として勤務していた旨回答しているところ、請求者が提出したC法人に係る平成17年分給与所得の源泉徴収票に就職年月日が平成17年9月5日と記載されていることなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、C法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成17年10月1日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、C法人に再度照会を行ったが、C法人は、請求者の勤務期間は平成17年9月5日から平成18年3月31日まであり、平成17年9月5日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行ったとしている上、請求者に係る新たな資料がないと回答していることから、請求者のC法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成17年10月1日であることを確認することができない。

3 そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間④及び⑥に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

●D法人について

請求期間⑤及び⑯に係る前回の訂正請求において、請求期間⑤については、D法人は厚生年金保険料の控除方法について、現在は当月控除であるが、平成17年当時は不明確とし、同年3月分の厚生年金保険料を控除したかは不明と回答していることから、請求者が提出したD法人に係る平成17年4月分給与支給明細書及び平成17年分給与所得の源泉徴収票からは、請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できない上、日本年金機構が提出したD法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、請求者の資格取得年月日は平成17年4月1日とされていること、請求期間⑯については、請求者のD法人に係る雇用保険被保険者記録によると、離職年月日は平成17年8月31日とされており、要払性預金出入明細照会によると、平成17年9月にD法人から給与として振り込まれた金額は確認できないことなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、D法人における同僚として新たな氏名を挙げ、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成17年3月1日であり、同資格の喪失年月日は平成17年10月1日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、D法人に再度照会を行ったが、D法人は、請求者の勤務期間は平成17年4月1日から同年8月31日までであるとし、新たな資料として請求者に係る平成17年5月度給

与から同年8月度給与までの賃金台帳の写しを提出しているところ、当該賃金台帳に記載されている各月の課税支給合計及び前回請求者が提出した平成17年4月分給与支給明細書に記載されている支給合計から非課税通勤費を引いた額並びにオンライン記録に既に収録されている標準賞与額を合計した額は、前回請求者が提出した平成17年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄に記載されたD法人における収入と一致することから、請求期間⑤及び⑯に係る厚生年金保険料の控除を確認又は推認することができない。

また、オンライン記録において前述の同僚と同じ氏名が確認できた者にも照会を行ったが、新たに請求者の主張を裏付ける回答及び資料は得られないことから、請求者のD法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成17年3月1日であること及び同資格の喪失年月日が平成17年10月1日であることを確認することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間⑤及び⑯に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

● E事業所について

請求期間⑦に係る前回の訂正請求については、i) E事業所が提出した請求者に係る平成21年度個人勤務状況台帳及びE事業所職員名簿によると、請求者の入社年月日は、平成21年11月9日とされていること、ii) 請求者のE事業所に係る雇用保険被保険者記録及び日本年金機構が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、資格取得年月日は、平成21年11月9日とされていることなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、E事業所における同僚として新たな姓（名前は不明）を挙げ、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成21年11月1日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

そこで、E事業所に再度照会を行ったところ、E事業所は、新たな資料として中途就・退職の欄に「就職*21年11月9日」の記載が確認できる請求者に係る平成21年分源泉徴収票の写しを提出し、請求者の勤務期間は平成21年11月9日から平成22年1月20日までと回答及び陳述しており、オンライン記録において前述の同僚と同じ姓が確認できた者にも照会を行ったが、新たに請求者の主張を裏付ける回答及び資料は得られないことから、請求者のE事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成21年11月1日であることを確認することはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

● F法人について

請求期間⑧に係る前回の訂正請求については、請求者が提出したF法人における平成27年2月分給与明細書、F法人が提出した平成27年個人別給与台帳・源泉徴収簿、タイムカード等から、請求期間⑧のうち、平成27年2月16日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことが認められるものの、同年2月分の厚生年金保険料は控除されていたとは認められないことなどから、既に令和6年1月25日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年2月16日に訂正する必要があるとする九州厚生局長の決定が通知されている。

請求期間⑧のうち、平成27年2月10日から同年2月15日までの期間については、請求者がF法人に勤務していたことを確認できることなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、F法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成27年2月10日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、F法人に再度照会を行ったが、F法人は、請求者の勤務期間は平成27年2月16日から同年4月22日であるという前回の回答に変更はなく、前回提出した資料以外に請求内容を確認できる資料はないと回答しており、新たに請求者の主張を裏付ける回答及び資料は得られないことから、請求者のF法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成27年2月10日であることを確認することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間⑧に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

● G法人について

請求期間⑨に係る前回の訂正請求については、i) 請求者が提出したG法人における雇用保険被保険者離職票－2並びにG法人が提出した請求者に係る退職届及び平成29年分給与所得の源泉徴収票の離職（退職）年月日は平成29年10月11日であること、ii) G法人が提出した請求者に係る個人日報によると、同年10月12日以降の出退勤の記録は確認できないことなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、G法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成29年10月21日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

そこで、G法人に再度照会を行ったところ、G法人は、新たな資料として離職年月日欄に「平成29年10月11日」、具体的な事情記載欄に「体調不良にて、従事継続が厳しい為。」の記載が確認できる請求者に係る雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）の写しを提出し、請求者の勤務期間は平成29年5月10日から同年10月11日までと回答しており、新たに請求者の主張を裏付ける回答及び資料は得られないことから、請求者のG法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成29年10月21日であることを確認することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間⑨に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

● H社について

請求期間⑩に係る前回の訂正請求については、H社が提出した請求者に係る勤務月報によると、請求期間⑩における1週間の勤務日数はおおむね5日、1日の勤務時間はおおむね6時間以上であり、平成30年9月1日から同年9月30日までと同様であることなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料はないが、H社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成30年10月1日である旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、H社に再度照会を行ったが、同社は、請求者の勤務形態は「平成30年10月20日より5h／日勤務、週4日」に変更になり、請求者の厚生年金保険被保険者資格は平成30年10月20日喪失として届出したという前回の回答に変更はなく、前回提出した資料以外に請求内容を確認できる資料はないと回答しており、新たに請求者の主張を裏付ける回答及び資料は得られないことから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成30年10月1日であることを確認することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間⑩に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

● I 法人について

請求期間⑪に係る前回の訂正請求については、i) 請求者が提出した I 法人に係る平成 31 年 2 月分給与支給明細書及び I 法人が提出した請求者に係る同年 2 月の賃金台帳によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることと、ii) 請求者が提出した I 法人に係る平成 31 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、請求者が提出した I 法人に係る平成 31 年 1 月分及び同年 2 月分給与支給明細書並びに I 法人が提出した請求者に係る同年 1 月及び同年 2 月の賃金台帳に記載されている健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の控除額の合計と一致することなどから、既に不訂正決定が通知されている。

今回、請求者は、請求期間⑪に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が相違している旨の主張は行っておらず、被保険者期間（加入月数）が相違している旨の主張を行っているところ、被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項に「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されていることから、請求期間⑪をこれに照らしてみると、被保険者期間は、厚生年金保険被保険者の資格を取得した月（平成 31 年 1 月）からその資格を喪失した月（平成 31 年 2 月）の前月（平成 31 年 1 月）までであることから、1 か月となる。

なお、I 法人に再度照会を行ったが、I 法人は、請求者の勤務期間は平成 31 年 1 月 8 日から平成 31 年 2 月 19 日までであり、請求者に係る新たな資料がないと回答していることから、請求期間⑪に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が相違する新たな事情も見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間⑪に係る厚生年金保険被保険者期間について訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州（受）第 2500152 号
厚生局事案番号 : 九州（厚）第 2500018 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 8 月 1 日から平成 13 年 4 月 1 日まで

私は、A社（B店）に店長見習いとして勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。請求期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録によると、資格取得年月日は平成 12 年 8 月 9 日、離職年月日は平成 13 年 3 月 31 日とされており、請求者が提出した同社からの給与振込先とする金融機関の普通預金取引明細表によると、平成 12 年 9 月から平成 13 年 4 月までの各月において、同社から給与が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、前述の給与振込額からは厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない上、A社は、従業員のデータの保管は 5 年間であり、それよりも前のデータを遡ることができないため、請求者が勤務していたか否か、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答しており、請求期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、請求者の具体的な勤務状況について回答を得られないことから、請求者の請求期間における具体的な勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求期間において請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

なお、請求者は、請求期間の住所地であるC県D市の国民健康保険に加入している上、オンライン記録によると、請求期間のうち、平成 13 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料は納付されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めるることはできない。